

定額自動送金規定

1. 当金庫は、定額自動送金申込書及び定額自動送金内容変更依頼書（以下これらをまとめて「依頼書」といいます。）に記載された依頼内容（振込日・振込金額・指定出金口座・受取人等）にしたがって、振込日（当日が当金庫の休業日にあたる場合は、前営業日か翌営業日かの指定が可能）に指定出金口座から振込金額を引落しのうえ、受取人宛てに振り込みます。
2. 当金庫所定の振込手数料及び定額自動送金取扱手数料（以下これらをまとめて「手数料」といいます。）は、振込の都度、指定出金口座から引落しします。なお、手数料は諸般の情勢により変更することがあります。この場合、変更後の手数料は、変更日以降の振込から適用します。
3. 本契約にもとづく振込金及び手数料の指定出金口座からの引落しについては、当座勘定規定、普通預金規定（無利息型普通預金を含みます。）、ブックレス普通預金規定（無利息型ブックレス普通預金を含みます。）又は総合口座取引規定にかかわらず、小切手の振出し又は通帳及びお引出票の提出は不要とします。
4. 振込日の前営業日において、振込金及び手数料の合計額が指定出金口座から払い戻すことができる金額（当座貸越（総合口座取引による貸越を含みます。）を利用できる範囲内の金額を含みます。以下同じです。）を超えるとときは、依頼人に通知することなく、その月の振込を取り止めます。なお、振込日において指定出金口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が指定出金口座から払い戻すことができる金額を超えるとときは、そのいずれを引き落すかは当金庫の任意とします。
5. 本契約にもとづく振込については、振込金受取書等は発行しません。
6. 本契約は、依頼書に記載された振込終了年月の振込日をもって終了します。
7. 依頼人が本契約を解約する場合には、当金庫所定の書面によって届け出るものとします。なお、本契約は、指定出金口座が解約されたときに同時に解約されるものとします。
8. (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届け出てください。また、預金者の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届け出てください。
(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届け出てください。
(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届け出てください。
(4) 前3項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届け出てください。
(5) 前4項の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力において制限がないと判断して行った払戻し等については、預金者及びその補助人、保佐人、後見人若しくはそれらの承継人は、取消を主張できないものとします。
9. 本契約及び本契約にもとづく取扱い等について損失・紛議等が生じても、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
10. (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用するものとします。

以上

(2022年8月23日現在)